

沿岸広域振興局長告示第51号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成27年5月8日

沿岸広域振興局長 佐々木 和 延

- 1(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 大船渡広田陸前高田線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
陸前高田市広田町字天王前72番地先から字六ヶ浦12番3地先まで	新	A 11.0~6.0 m	m 358.3
	旧	A 11.0~6.0	358.3
		B 16.0~7.0	547.0

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- ア 場所 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター
- イ 期間 平成27年5月8日から同年6月8日まで

- 2(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 丸森権現堂線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
大船渡市大船渡町字笹崎12番6地先から字新田54番1地先まで	新	A 15.1~14.2 m	m 1,589.6
大船渡市大船渡町字笹崎12番6地先から字笹崎3番6地先まで		B 9.5~8.9	114.2
大船渡市大船渡町字茶屋前37番13地先から字新田54番1地先まで		C 15.5~10.7	758.0
大船渡市大船渡町字笹崎12番6地先から字新田54番1地先まで	旧	A 15.1~14.2	1,589.6

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- ア 場所 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター
- イ 期間 平成27年5月8日から同年6月8日まで